

## 大牟田市排水対策基本計画策定業務委託簡易公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

本実施要領（以下、「本要領」という。）は、「大牟田市排水対策基本計画策定業務」（以下、「本業務」という。）の公募型プロポーザルの実施に際し、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

大牟田市排水対策基本計画策定業務

#### (2) 業務の内容

別紙「大牟田市排水対策基本計画策定業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月30日（木）まで

#### (4) 提案上限額

2ヵ年で40,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、各年度の内訳は以下のとおり。

令和3年度 25,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和4年度 15,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※上記の額は事業内容の規模を提示するものであり、予定価格を示すものでない。

※2ヵ年の契約となるため、単年度での精算には発注者の求める資料を提出すること。

### 3. 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
  - ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している場合
  - ②暴力団員が実質的に運営している場合
  - ③暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
  - ④契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約

を締結している場合

⑤暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 応募書類の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。
- (7) 福岡県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。
- (8) 参加希望者は平成22年度以降実施の公表日までに完了した業務（再委託による業務の実施は含まない。）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに限り、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

・同種業務：地方公共団体（都道府県、政令指定都市、市区町村）が発注した  
内水解析かつ総合治水調査・計画に関する業務（同一業務内）

※内水解析と総合治水調査・計画に関する業務を同一業務内で実施した場合をいう。

・類似業務：地方公共団体（都道府県、政令指定都市、市区町村）が発注した  
内水解析かつ総合治水調査・計画に関する業務

※内水解析と総合治水調査・計画に関する業務を個別業務で実施した場合において  
両方の実績を有する場合をいう。

なお、同種又は類似業務の実績は、都道府県、政令指定都市、市区町村が発注した  
契約金額100万円以上の業務を対象とする。

また、類似業務実績を提出する際は、両方の業務実績を提出すること。

#### 4. スケジュール

手続き等		日程
1	実施の公表	令和3年4月1日（木）

2	質問受付期間	令和3年4月1日（木） ～4月5日（月）※正午必着
3	質問への回答	令和3年4月7日（水） [予定]
4	参加表明書の提出期間	令和3年4月1日（木） ～4月8日（木）※午後5時15分必着
5	1次審査結果の通知	令和3年4月15日（木）
6	技術提案書の提出期間	令和3年4月15日（木） ～4月26日（月）※午後5時15分必着
7	辞退届の提出期限	令和3年4月21日（水）※午後5時15分 必着
8	2次審査（ヒアリング実施）	令和3年4月28日（水） 令和3年4月30日（金） [予備日]
9	審査結果の発送	令和3年5月10日（月） [予定]
10	契約の締結	令和3年5月17日（月） [予定]

※新型コロナウイルス感染症の状況により、上記スケジュールをやむなく変更する場合があります。

## 5. 参加手続

### (1) 実施の公表

実施の公表は、令和3年4月1日（木）に大牟田市公式ホームページで行う。

※本プロポーザルに関する資料や様式等は、大牟田市公式ホームページからのダウンロードによるものとする。

### (2) 質問受付

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、技術提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

①受付方法：質問書（様式-12）を添付し、Eメールにより下記へ送信すること。また、質問書の提出後、電話により受信確認を行うこと。

E-mail：e-dobokukensetu01@city.omuta.fukuoka.jp

※件名を「大牟田市排水対策基本計画策定業務に関する質問」とし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

②受付期間：令和3年4月1日（木）～4月5日（月）※正午必着

③回答方法：令和3年4月7日（水） [予定] までに、大牟田市公式ホームページで回答する。なお、回答内容は本要領の追加又は修正とみなす。

### (3) 参加申込手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下、「参加表明書等」と

いう。)を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。また、配置予定管理技術者調書(様式-2)で提出した配置予定管理技術者は、本業務の委託期間が終了するまでの間、原則として変更できないものとする。ただし、死亡や病気休暇等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であると本市が認められた者を配置しなければならない。

① 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	様式	添付書類
ア. 参加表明書	様式-1	
イ. 配置予定管理技術者等の経歴等	様式-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用関係が確認できるものの写し</li> <li>・資格証の写し</li> <li>・表彰実績が記載されている資料の写し</li> </ul>
ウ. 配置予定管理技術者等の同種又は類似経歴	様式-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当したことを証する資料の写し</li> <li>・業務成績評定通知書の写し</li> </ul>
エ. 企業の同種又は類似業務実績等	様式-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等の写し</li> <li>・業務成績評定通知書の写し</li> </ul>
オ. 建設コンサルタント登録規定等に基づく登録状況	様式-5	
カ. 業務実施体制	様式-6	
キ. 企業の優良業務表彰、災害復旧等功労者表彰の実績	様式-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰実績が記載されている資料の写し</li> </ul>

② 提出期間：令和3年4月1日(木)～令和3年4月8日(木) ※午後5時15分必着

③ 提出先：大牟田市 都市整備部 土木建設課 (10参照)

④ 提出部数：正1部(代表者印押印)、副10部、計11部

PDFデータ(CD-R) 1枚

⑤ 提出方法：持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

※持参による場合の受付時間は、祝・休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※各様式に記載している注意事項等を遵守すること。

#### (4) 1次審査(参加資格要件)

1次審査における評価項目、主な評価基準、配点は以下のとおりとする。

評価項目		審査項目	判断基準	得点
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	<p>資格要件（様式-5）</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①河川・砂防及び海岸・海洋部門の建設コンサルタント登録がある機関。</p> <p>②上記以外の場合。</p>	<p>①10</p> <p>②0</p>	10
		<p>専門技術力（様式-4）</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成22年度以降公示日までに完了した同種業務の実績がある。</p> <p>②平成22年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに関し、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。</p>	<p>①20</p> <p>②12</p> <p>③選定しない</p>	20

表彰	<p>成果の確実性（様式-7）</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去2年間（令和元年度（平成30年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））の優良業務表彰又は災害復旧等功労業者表彰等の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①令和元・2年度における九州地方整備局の局長表彰のうち 土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>②令和元・2年度における九州地方整備局の部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>③・令和元・2年度における九州地方整備局以外の局長・部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30・令和元年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）有り。</li> <li>・平成30・令和元年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り。</li> <li>・令和元・2年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労業者の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。</li> <li>・令和元・2年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労業者の支援・協力部門の表彰実績有り。</li> </ul> <p>④上記以外の場合。</p>	<p>①10 ②6 ③2 ④加点しない</p>	10	
小計			40	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	<p>資格要件（様式-2）</p> <p>技術者の資格を下記の順位で評価する。記載する資格は1つとする。</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門（建設-河川、砂防及び海岸・海洋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士 総合技術監理部門（上下水道-下水道）</li> <li>・技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）</li> <li>・技術士 上下水道部門（下水道）</li> </ul> <p>②上記以外の場合。</p>	<p>① 20 ②選定しない</p>	20

	<p>専門技術力（様式-3）</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成22年度以降公示日までに完了した同種業務の実績がある。</p> <p>②平成22年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに関し、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。</p>	<p>①30</p> <p>②18</p> <p>③選定しない</p>	<p>30</p>
<p>表彰</p>	<p>業務執行技術力（様式-2）</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去4年間（平成29年度（平成28年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>①平成29～令和2年度における九州地方整備局の局長表彰のうち 土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>②平成29～令和2年度における九州地方整備局の部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>③・平成29～令和2年度における九州地方整備局以外の局長・部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28～令和元年度地盤工学会表彰有り</li> <li>・平成28～令和元年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り</li> </ul> <p>④平成28～令和元年度土木学会西部支部表彰（西部支部奨励賞）有り。</p> <p>⑤上記以外の場合。</p>	<p>①10</p> <p>②8</p> <p>③6</p> <p>④4</p> <p>⑤加点しない</p>	<p>10</p>

専任性	<p>手持ち業務金額及び件数（様式-2）</p> <p>下記の項目に該当する場合は選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月1日現在の手持ち業務の契約金額が2億円以上又は、手持ち業務の件数が5件以上。</li> </ul> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに限り、令和3年4月1日時点で完了していない業務の令和3年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。</p> <p>手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。（本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。）</p> <p>特定後未契約の業務については、業務名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を契約金額として記載すること。</p> <p>複数年契約の業務については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を記載すること。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額を記載する。</p>	-	-
業務実施体制	<p>業務実施体制の妥当性（様式-6）</p> <p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の内容が、主たる部分の場合。</li> <li>・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</li> </ul>	-	-
小計			60
合計			100

3. 参加資格要件に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、参加資格要件を満たすと判断した者を、2次審査の対象者として選定する。

ただし、技術提案者が、6社以上となった場合は、2次審査対象者を5社に絞り込むために審査を実施する。

審査は参加表明の提出書類に基づいて、選定委員会が審査し決定する。

1次審査の結果については、令和3年4月15日（木）を目途に次に掲げる事項を記載した「1次審査結果通知書」を発送する。

- ・2次審査の対象者には、対象者となった旨及び技術提案書の提出を要請する旨



- ・2次審査の対象とならなかった者には、対象者とならなかった旨  
 なお、審査結果についての異議申し立て及び問合せには一切応じないものとする。

#### (5) 技術提案書の作成

2次審査の対象者（以下、「提案者」という。）は、次に定めるところにより技術提案書を作成し、提出するものとする。

①提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	様式	備考
ク. 技術提案書	様式-8	
ケ. 実施方針 実施フロー 工程表	様式-9	・1枚以内にまとめること
コ. 評価テーマに対する技術提案	様式-10	・1枚以内にまとめること
サ. 配置予定管理技術者等の継続 教育の取り組み	様式-11	

②提出期間：令和3年4月15日（水）～4月26日（月）※午後5時15分必着

③提出先：大牟田市 都市整備部 土木建設課（10参照）

④提出部数：正1部（代表者印押印）、副10部、計11部

PDFデータ（CD-R） 1枚

※様式-8については正のみ提出するものとする。

※副の提出においては、社名を特定できる記載を行わないこと。

⑤提出方法：持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

持参の場合は、大牟田市役所の営業時間内に持参するものとする。

⑥留意事項

- ・評価テーマは、“大牟田市の浸水特性を踏まえた浸水解析と排水対策基本計画策定における留意点と着眼点”について記載すること。
- ・参考見積書（様式-13）については、各年度ごとに業務金額と作業内訳を示すこと。
- ・副の作成にあたっては、提案者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載しないこと。

#### (6) 参加の辞退

提案者が参加を辞退したい場合、令和3年4月21日（水）午後5時15分までに辞退届（任意様式）を大牟田市都市整備部土木建設課に持参又は郵送（簡易書留又は書留）すること（必着）。

(7) 2次審査（書類・ヒアリング）

①書類

提出書類に対する評価を行う。

②ヒアリング

提案者に対し、提出書類に関するヒアリングを実施する。

ア. 日時：令和3年4月28日（水）

予備日：令和3年4月30日（金）（※別途通知する）

イ. 場所：大牟田市役所内（※別途通知する）

ウ. 留意事項：

(i) 出席者は提案者1者につき、予定管理技術者のほか1名までとする。

(ii) 当日使用する資料は事前に提出した技術提案書のみとする。

資料の差替えや追加資料の提出は禁止とする。

(iii) ヒアリングの順番は、参加表明書の提出順とする。

(iv) 新型コロナウイルス感染症の状況により内容変更の可能性がある。

③2次審査の評価点

ヒアリングを踏まえ技術提案書の内容について、評価点をつけるものとする。

(8) 選定委員会の設置

審査及び委託候補者の選定を行うため、「大牟田市排水対策基本計画策定業務委託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置する。

(9) 評価の内容

2次審査における評価項目、主な評価基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	審査項目	判断基準	得点
予定管理技術者の経験及び能力 資格・実績等	資格要件 管理技術者（様式-2） 技術者の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 ①・技術士 総合技術監理部門（建設-河川、砂防及び海岸・海洋） ・技術士 総合技術監理部門（上下水道-下水道） ・技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋） ・技術士 上下水道部門（下水道） ②上記以外の場合。	①5 ②特定しない	5

	<p>専門技術力（様式-3）</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成22年度以降公示日までに完了した同種業務の実績がある。</p> <p>②平成22年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに関し、公示日時時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。</p>	<p>①6</p> <p>②3.6</p> <p>③特定しない</p>	<p>6</p>
<p>CPDの取得状況</p>	<p>CPDの取得状況 管理技術者（様式-11）</p> <p>CPDの取得状況について以下の順位で評価する。</p> <p>①継続教育（CPD）の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしていること。</p> <p>②上記以外の場合。</p> <p>配置予定技術者が継続教育（CPD）の証明を有している場合、その内容を（様式-11）に記載する。</p> <p>（様式-11）に記載した証明について各団体推奨単位を示す資料及び各団体が発行する単位取得証明書の写しを添付すること。</p> <p>単位取得証明書のインターネットでの検索結果の写しは評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること。</li> <li>・単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。</li> </ul> <p>含まれていない場合は、評価しない。</p>	<p>①1</p> <p>②加点しない</p>	<p>1</p>

表彰	<p>成果の確実性 管理技術者（様式-2）</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去4年間（平成29年度（平成28年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 平成29～令和2年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>② 平成29～令和2年度における九州地方整備局の部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>③ ・平成29～令和2年度における九州地方整備局以外の局長・部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28～令和元年度地盤工学会表彰有り</li> <li>・平成28～令和元年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り</li> </ul> <p>④ 平成28～令和元年度土木学会西部支部表彰（西部支部奨励賞）有り。</p> <p>⑤ 上記以外の場合。</p>	<p>①2</p> <p>②1.6</p> <p>③1.2</p> <p>④0.8</p> <p>⑤加点しない</p>	2
予定担当技術者の経験及び能力	<p>資格要件 担当技術者（様式-2）</p> <p>技術者の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>記載する資格は1つとする。</p> <p>① ・技術士 総合技術監理部門（建設-河川、砂防及び海岸・海洋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士 総合技術監理部門（上下水道-下水道）</li> <li>・技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）</li> <li>・技術士 上下水道部門（下水道）</li> </ul> <p>② 上記以外の場合。</p>	<p>①2</p> <p>②加点しない</p>	2

	<p>専門技術力 担当技術者（様式-3）</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成22年度以降公示日までに完了した同種業務の実績がある。</p> <p>②平成22年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに関し、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。</p>	<p>①3</p> <p>②1.8</p> <p>③加点しない</p>	<p>3</p>
<p>C P D の 取 得 状 況</p>	<p>C P Dの取得状況 担当技術者（様式-11）</p> <p>C P Dの取得状況について以下の順位で評価する。</p> <p>① 継続教育（C P D）の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしていること。</p> <p>②上記以外の場合。</p> <p>配置予定技術者が継続教育（C P D）の証明を有している場合、その内容を（様式-11）に記載する。</p> <p>（様式-11）に記載した証明について各団体推奨単位を示す資料及び各団体が発行する単位取得証明書の写しを添付すること。</p> <p>単位取得証明書のインターネットでの検索結果の写しは評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること。</li> <li>・単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。</li> </ul>	<p>①1</p> <p>②加点しない</p>	<p>1</p>

	表彰	<p>成果の確実性 担当技術者（様式-2）</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去4年間（平成29年度（平成28年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 平成29～令和2年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>② 平成29～令和2年度における九州地方整備局の部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>③ ・平成29～令和2年度における九州地方整備局以外の局長・部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>・平成28～令和元年度地盤工学会表彰有り</p> <p>・平成28～令和元年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り</p> <p>④ 平成28～令和元年度土木学会西部支部表彰（西部支部奨励賞）有り。</p> <p>⑤ 上記以外の場合。</p>	<p>①0.5</p> <p>②0.4</p> <p>③0.3</p> <p>④0.1</p> <p>⑤加点しない</p>	0.5
予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	<p>資格要件 照査技術者（様式-2）</p> <p>技術者の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>記載する資格は1つとする。</p> <p>① ・技術士 総合技術監理部門（建設-河川、砂防及び海岸・海洋）</p> <p>・技術士 総合技術監理部門（上下水道-下水道）</p> <p>・技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）</p> <p>・技術士 上下水道部門（下水道）</p> <p>② 上記以外の場合。</p>	<p>①1</p> <p>②加点しない</p>	1

	<p>専門技術力 照査技術者（様式-3）</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成22年度以降公示日までに完了した同種業務の実績がある。</p> <p>②平成22年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>③上記以外の場合。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに関し、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。</p>	<p>①2</p> <p>②1.2</p> <p>③加点しない</p>	2
C P D の 取 得 状 況	<p>CPDの取得状況 照査技術者（様式-11）</p> <p>CPDの取得状況について以下の順位で評価する。</p> <p>① 継続教育（CPD）の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしていること。</p> <p>②上記以外の場合。</p> <p>配置予定技術者が継続教育（CPD）の証明を有している場合、その内容を（様式-11）に記載する。</p> <p>（様式-11）に記載した証明について、各団体推奨単位を示す資料及び各団体が発行する単位取得証明書の写しを添付すること。</p> <p>単位取得証明書のインターネットでの検索結果の写しは評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること。</li> <li>単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。</li> </ul>	<p>①1</p> <p>②加点しない</p>	1

表彰	<p>成果の確実性 照査技術者（様式-2）</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く。）で、過去4年間（平成29年度（平成28年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 平成29～令和2年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>② 平成29～令和2年度における九州地方整備局の部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>③ ・平成29～令和2年度における九州地方整備局以外の局長・部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。</p> <p>・平成28～令和元年度地盤工学会表彰有り</p> <p>・平成28～令和元年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り</p> <p>④ 平成28～令和元年度土木学会西部支部表彰（西部支部奨励賞）有り。</p> <p>⑤ 上記以外の場合。</p>	<p>①0.5</p> <p>②0.4</p> <p>③0.3</p> <p>④0.1</p> <p>⑤加点しない</p>	0.5
	小計		
評価項目	審査項目	判断基準	得点
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	5
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られて、優れている場合に優位に評価する。	5
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。	5
小計			25



評価テーマに関する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	15
		着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	15
	実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	10
		提案内容を裏付ける業務実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	10
小計			50
合計			100

※提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。

上記の評価基準に基づき、選定委員会において評価を行い、各評価項目における評価点の合計が満点の60%（以下、「基準点」という。）以上であり、かつ、最も高かった者を委託候補者とする。

評価の合計点の最高得点者が複数者いる場合、下記の1)から5)の順で1者を特定するものとする。

ただし、2)以下はその上記項目が同点の場合適用する。

- 1) 技術提案の評価テーマの得点が高いもの
- 2) 技術提案の実施方針・実施フロー、工程表その他の得点が高いもの
- 3) 配置予定管理技術者等の専門技術力（優良表彰）の得点が高いもの
- 4) 配置予定管理技術者等の手持ち（令和3年4月1日現在における）業務量が少ないもの  
・手持ち業務量は、契約額が少ない者とし、契約額が同じ場合は、件数の少ない者を上位とする。
- 5) 有資格者名簿の上位の者。

なお、提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の合計点が基準点以上のときは、当該提案者を委託候補者とするが、基準点未満の場合又は提案者が無い場合は、該当なしとする。

#### (10) 結果の通知

選定委員会における審査の後、全提案者に対して次のとおり審査結果を通知・公表する。

なお、審査結果についての異議申し立て及び問合せには一切応じないものとする。

①結果の通知：令和3年5月10日（月）（※結果通知書の送付）

②公表内容：以下のとおり。

1) 委託候補者の名称及び評価点

2) 全提案者の評価点（得点順）※各提案者の名称は秘匿

※提案者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、上記2)は公表しないこととする。

③公表方法：大牟田市公式ホームページに掲載。

## (11) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

① ヒアリングの集合時刻に集合しない場合

② 本要領5(8)の選定委員会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合又は不正な接触の事実が認められた場合

③ 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合

④ 技術提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った場合

⑤ 本要領3(1)～(8)の参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合又は欠くことになった場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行ったと認められる場合

⑦ 提出期限を過ぎて提出された場合

⑧ 提出された参考見積書が、本要領2(4)の提案上限額を超える場合

⑨ 参考見積書に住所、法人名、代表者名及び代表者の押印が無い場合

## (12) 契約に関する基本事項

### ① 契約の締結

ア. 契約内容及び仕様については、委託候補者として選定後、技術提案等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

イ. 委託候補者は、本市が指定する期日までに改めて見積書を提出すること。

ウ. 契約の締結に係る協議が不調に終わった場合や、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じた場合は、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

エ. 上記「ウ。」の場合、本市は、本プロポーザルの審査結果の上位の者から順に契約締結に係る交渉を行う場合がある。

オ. 契約締結にあたっては、暴力団排除のための誓約書を提出するものとする。なお、提出が無い場合は、契約の締結ができないものとする。

カ. 契約締結にあたっては納税証明書を提出することとする。

#### ※納税（滞納なし）証明書について

提出日より3か月以内に発行されたもの（写しでも可）で、下表に該当する税目の「納税（滞納なし）証明書」を提出すること。

区分	税目	税証明発行者	提出する年度
国税	法人税	所管税務署 (所定の様式)	直近1年分 ※2
	消費税及び 地方消費税		
都道府県税 ※1	全て	都道府県税事務所	同上
市町村民税 ※1	全て	市町村	同上

※1：都道府県税、市町村民税については、本社所在地に係るものに限る。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方にかかる分を提出すること。（本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）また、委任先を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店開設についての申告書の写しを提出すること。

※2：新型コロナウイルスの影響等により税の徴収の猶予を受けている場合は、直近の事業年度から1年前の分でのよいこととするが、猶予を受けている旨を証明する資料を添付すること。

#### ②契約保証金

大牟田市契約規則第23条第1項に基づき、契約金額に100分の10以上の割合を乗じて得た額を契約保証金として契約締結の時までに納めること。ただし、同規則第23条の2に基づき、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結するか、過去2年間に国等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しない恐れがないと本市が認めた場合は、納付を免除する。

#### ③支払条件

検査が完了し、履行の確認後、支払請求書を受領した日から30日以内に支払う。

※本業務は、2カ年に及ぶ複数年契約であり、支払いは年度ごとに支払うものとする。

### 6. 参加に係る費用の負担に関する事項

本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

### 7. 提出された資料の取扱い

(1) 提出された書類は返却しない。（辞退した場合は、この限りでない。）

- (2) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類をいったん持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。
- (4) 本プロポーザルにおける審査を行うため、必要な範囲において提出された書類の一部又は全部の複製を作成することがある。
- (5) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が執務上必要となる場合は、著作権の有無に関わらず、技術提案書等の一部又は全部を使用することができるものとする。
- (6) 本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供することは禁止する。
- (7) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号）に基づき、原則として全部公開する。ただし、同条例第 7 条により、個人に関する情報や、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開となるため、公開決定等に当たって意見書を提出する機会を与えることがある。なお、意見の申し出があった該当箇所を含む公文書の公開・非公開については、市が決定する。

## 8. その他留意事項

- (1) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容及び条件を承諾したものとする。
- (2) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本プロポーザルに関し、参加者は、本要領に定めるもののほか、法令等に定める規定を遵守しなければならない。
- (4) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、居住者や通行人等に迷惑がかからないようにすること。なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容によっては失格とすることがある。
- (5) 本プロポーザルは、委託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については、提案内容を基本としつつも、当該内容を確約するものではない。
- (6) 提案は、1 者につき、1 提案限りとする。
- (7) 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、本市は責任を負わない。
- (8) プロポーザル実施の公表日【令和 3 年 4 月 1 日（木）】から選定委員会において選定が

終了するまでの間、参加者による選定委員又は事務局に対する営業活動は禁止する。

(9) 参加表明書等の押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑とすること。

(10) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。

(11) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局との協議により対応を決定する。

## 9. 添付資料

### (1) 仕様書（案）

今回示している仕様書（案）は、委託候補者の選定にあたり、本業務に対する発注者としての考えをまとめたものであり、契約締結時に本市と受託者が協議の上、内容を確認、変更するものとする。

## 10. 担当・連絡先（事務局）

〒836-8666福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市 都市整備部 土木建設課（大牟田市役所 新館4階）

担当：久保田・徳本 TEL：0944-41-2789 FAX：0944-41-2795

メール：e-dobokukensetu01@city.omuta.fukuoka.jp